

# 合併による当社株式のお取扱いについて

当社は、左記のとおり、本日開催の臨時株主総会において、2018年1月1日(月曜日)を合併の効力発生日として、住友ゴム工業株式会社と合併し、法手続き上当社は解散し、住友ゴム工業株式会社が存続会社となることといたしました。

なお、この合併の効力発生日以前において、株主様および登録株式質権者様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

## 1. 住友ゴム工業株式会社株式の割当ての時期および方法

合併の効力発生日前日の2017年12月31日(日曜日)〔ただし、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は2017年12月29日(金曜日)〕の最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有株式1株につき0.784株の割合をもって住友ゴム工業株式会社の株式を割当て交付いたします。割当て交付された住友ゴム工業株式会社の株式は2018年1月1日(月曜日)付でお取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関を含む)の振替口座簿へ記録され、2018年1月4日(木曜日)以降、売却が可能です。(※1)

なお、「合併による割当株式数のご通知」は、2018年2月上旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

## 2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
2017年12月26日(火)	当社株式の最終売買日	
2017年12月27日(水)	当社株式の上場廃止日	2017年12月27日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
2018年1月1日(月)	合併の効力発生日	効力発生日より住友ゴム工業株式会社の株主となります。2018年1月4日(木曜日)から住友ゴム工業株式会社株式として売買が可能になります。(※1)

(※1) 特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替え手続きが完了後、売却が可能となります。

### 3. 単元未満株式の買取・買増請求について

(1) 買取請求の日程は下記のとおりとなります。

年 月 日	買取請求のお取扱い
2017年12月25日(月)	買取請求書・取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(※2)
2017年12月26日(火) ↓ 2018年1月3日(水)	左記期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
2018年1月4日(木)	割当後の住友ゴム工業株式会社の単元未満株式(100株未満)につきまして、買取請求書・取次依頼書のお取次ぎを再開いたします。取次依頼書には割当後の住友ゴム工業株式会社の単元未満株式(100株未満)の株式数をご記入ください。

(※2) 上記の買取請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。


(2) 合併後の買増請求のお手続きについて

住友ゴム工業株式会社は、単元未満株式の買増制度を採用しておりますので、2018年1月4日(木曜日)以降、単元未満株式の買取請求のほか、買増請求もご利用いただけます。買増請求書・取次依頼書につきましては、割当後の住友ゴム工業株式会社の単元未満株式(100株未満)の株式数をご記入ください。お手続き方法は、お取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関を含む)にご確認くださいようお願い申し上げます。

### 4. 端数処分代金のお支払い

住友ゴム工業株式会社株式の割当ての結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その端数に応じて2018年3月上旬に端数株処分代金領収証をご送付申し上げます。

## 5. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 および照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

### 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」((株)証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様(証券会社等に口座を開設されていなかった株主様)には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座(特別口座といいます。)を開設しています。

以上